

埼玉県健康長寿計画推進検討会議設置要綱

(目 的)

第1条 健康長寿埼玉を推進するための計画となる埼玉県健康長寿計画（埼玉県健康増進計画）（以下「計画」という。）の策定及び評価等について検討を図るため、「埼玉県健康長寿計画推進検討会議」（以下、「検討会議」という。）を設置する。

(構 成)

第2条 検討会議は、委員15人以内で組織する。

2 検討会議は、次の委員をもって構成し、保健医療部長が選任する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体代表
- (3) 県民代表

(役 割)

第3条 検討会議は、次の事項について検討し、及び協議するものとする。

- (1) 計画の策定及び評価に関すること。
- (2) 計画の推進に関すること。
- (3) 今後の健康長寿埼玉の施策のあり方に関すること。
- (4) 地域・職域連携推進事業に関すること。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、初年度については任命された日からとし、最終年度の3月31日をもって任期を満了するものとする。

- 2 委員に欠員が生じた場合は、速やかに補充する。
- 3 前項の委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討会議に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、会務を総括し、検討会議を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を行う。

(会 議)

第6条 委員長は、検討会議を招集し、議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じ関係者の出席を求め、又は、別の方法で意見を求めることができる。

(庶 務)

第7条 検討会議及の庶務は、埼玉県保健医療部健康長寿課において処理する。

(その他)

第8条 検討会議は埼玉県地域・職域連携推進協議会を兼ねる。

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月9日から施行する。